

■後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療費を国民の皆さんで支え合う健康保険制度です。

75歳以上の全ての方と65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

※この通知は受診状況をお知らせするもので、請求書ではありません。

※医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

■医療費通知を全受給者へ送付しています

被保険者の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さんに送付しています。なお、通知書の発行月は、毎年3月と9月です。

■高額介護合算療養費制度の通知の発送時期について

高額介護合算療養費の制度は、支給対象となる方に、例年1～2月に発送していましたが、平成29年度分(平成29年8月1日～平成30年7月31日)は3月～4月に発送予定です。

■4月から林地台帳制度がスタートします

平成28年5月の森林法一部改正により創設された林地台帳制度が4月から運用開始となります。

林地台帳は、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを市町村が整備し、公表するものです。

申請により、林地台帳及び地図の閲覧(所有者情報除く)ができます。

問い合わせ先

市農政課農林整備グループ
23・6476

■通知の活用について

医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。

健康診査など、健康保持増進に役立つ情報が記載されています。

診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

問い合わせ先

市総合窓口課医療給付グループ
23・6411

北海道後期高齢者医療広域連合
011・290・5601

■軽自動車税の手続きは3月31日まで

軽自動車税は、その車両の定置場所(車検証の「使用の本拠の位置」)の市町村で4月1日現在の所有者または、使用者に課税されます。

譲渡や廃車、市外へ転出など変更があった場合は、該当する登録期間での手続きが必要です。

万が一、3月31日までに所定の手続きがされていない場合は、現在登録されている所有者または、使用者に課税されますので、必ず該当する登録機関で手続きを行ってください。

問い合わせ先

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

平成31年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするのために、3月中の手続きをお願いします。

■自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

札幌道税事務所自動車税課

■引っ越しで住所が変わったときなどは変更登録を

次の場合、運輸支局で登録手続きが必要です。

- 住所が変わったとき(変更登録)
- 自動車を売買したとき(移転登録)

問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税課
011・746・1197

■シルバー人材センターはこんな仕事をしています

稚内市シルバー人材センターは、会員に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の安定、また、地域社会の発展や現役世代の下支えなどをすることを目的としています。

◆こんな仕事をしています

- 地域の生活に密着した仕事から店舗や事務所の仕事まで、出来る限り様々なニーズにお応えします。
- 事務分野
受付事務、宛名書き、名簿や書類の整理など
- サービス分野
家事援助、室内整理など
- 一般作業分野
草取り、草刈り、屋内外

◆会員を募集しています

入会を希望される方はお問い合わせください。

◆管理分野
施設管理、駐車場の管理、公園緑地管理など

◆技能分野
庭木の手入れ、刃物研ぎ、軽易な大工仕事など

問い合わせ先

公益社団法人稚内市シルバー人材センター
22・1156

■「働き方」が変わります

厚生労働省では、4月1日から施行される働き方改革関連法に対応した36(サブロク)協定などを掲載したリーフレットを作成しました。

また、各労働基準監督署労働時間相談・支援コーナーで働き方改革への取り組みをはじめとした相談を受け付けていますので、ご利用ください。

問い合わせ先

北海道労働局労働基準部 監督課
011・709・2311

■転出・転入した場合

転出や転入により、住所や車両の定置場所が変更になった場合は、管轄地区の登録機関で「車検証上の住所変更」の手続きを行ってください。

■死亡した場合

登録機関で「名義変更」または「抹消」の手続きを行ってください。

■譲渡した場合

登録機関で「名義変更」の手続きを行ってください。

■廃車・抹消した場合

登録機関で「抹消」の手続きを行ってください。

問い合わせ先

市税務課資産税グループ
23・6393

■障害年金無料相談会を開催します

札幌障害年金サポートセンターでは、インターネット環境がない方、遠方の事務所等に相談に行くことが難しい方に相談の機会を作るために、障害年金無料相談会を開催します。

相談会では、専門家が分かりやすく説明します。また、ご家族からの相談も受け付けています。

問い合わせ先

札幌障害年金サポートセンター(山内年金労務事務所)
011・303・4864